

# 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の概要と送金取引に係る留意点

金融庁検査局総務課課長補佐 昆野明子

金融庁検査局総務課専門検査官 今野雅司

金融庁検査局総務課専門検査官・弁護士 高橋良輔

金融庁監督局兼検査局総務課課長補佐 西田勇樹

金融機関等のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与

(以下、「マネロン・テロ資金供与」という)対策については、金融庁より、本年2月に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)が公表されたほか、3月には、ガイドラインの項目のうち送金取引に重点を置いた基本的な確認事項が発出される等、順次取り組みが進められている。

本稿では、これらを中心に、金融機関等において特に留意す

べきと考えられる点を記述する。

なお、本稿において意見にわたる部分は筆者らの個人的な見解であり、所属する組織の見解を示すものではない。

## 一 ガイドラインの概要

### 1 公表の背景

国際的なテロの脅威の高まりや、犯罪者集団・テロリストによる資金移転の広域化・国際化

等が見られる中で、金融機関等がマネロン・テロ資金供与に直接・間接に巻き込まれるリスクは従前以上に増している。特に、IT技術の進展により、マネロン・テロ資金供与の手法と、これに対峙する金融機関等の対応は国際的に見ても複雑化・高度化が進んでおり、対応に遅れをとる金融機関等が、不正送金等の手段として標的となる危険性も高まっている。

このような状況の中、犯罪者集団やテロリストによる資金移転等に金融機関等が利用される

ことを防止し、我が国金融システムの健全性を維持していくためには、金融機関等が、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下、「犯収法」という)や外国為替及び外国貿易法(以下、「外為法」という)等の法令を遵守するにとどまらず、前記の国際的動向も踏まえながら、実際に直面するマネロン・テロ資金供与リスクの高い顧客・取引等を的確に検知し、リスクに見合った低減措置を個別に講じていくこと(リスクベース・アプローチ)が必要不可欠であ

# 「後見支援預金」の仕組みについて

## 後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策

静岡中央銀行 顧問

両部 美勝

静岡中央銀行 コンプライアンス統括部

内海 順太

昨年7月以降、各地の信用金庫・信用組合を中心に「後見支援預金」の導入の動きが広がっている。これは、信託銀行等によってすでに取扱いが行われている「後見制度支援信託」と同等の機能をもつ預金商品で、後見制度を利用する後見人が、家庭裁判所の指示書に基づき被後見人の預金を安全に管理することができる流動性の預金である。またこれは、政府の「成年後見制度利用促進基本計画」の中で求められている金融機関の役割に沿った取組みでもある。本稿は、後見支援預金の導入

の背景、その基本的な仕組み、および導入に至る検討過程などについて述べるものである。なお、文中の意見にわたる部分は筆者らの個人的な意見である。

### 一 後見支援預金の取扱いの背景・必要性

#### 1 後見人による不正事件

成年後見制度の利用者が増加傾向にある一方、昨今、成年後見人による成年被後見人の財産の横領が社会問題となつている。最高裁判所の調査によれば、平成28年の成年後見人等に

よる不正報告件数は502件

(被害額約26億円)であった。

これは最多だった平成26年の831件(被害額約56億7000万円)から2年連続で減少しているものの、被害の多い状況が依然として続いている(注1)。

成年後見人が行う後見事務に対しては、成年後見監督人または家庭裁判所が監督することとされている(民法863条1項)。しかし不正事件の中には、成年後見人による横領を認識した家事審判官がこれを防止する監督処分をしなかったとして、国家賠償請求が認められた事件も発

生している(注2)。

このように頻発する後見人による不正事件を未然に防止するための方策の一つが後見制度支援信託である。

#### 2 後見制度支援信託の導入

(1) 後見制度支援信託とは

後見制度支援信託は、本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要な金銭を預貯金として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みである。その信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするにはあらか

# 相続人による預金の払戻しおよび遺言への対応

「相続法改正対応（主に預貯金の仮払い制度、自筆証書遺言に関する変更）を見据えて」

稲葉総合法律事務所 弁護士 及部 裕輝

2018年3月13日、第196回国会に「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」(以下、「改正相続法」といいます)が提出され、また自筆遺言証書の保管制度の創設を目的として「法務局における遺言書の保管等に関する法律案」もあわせて提出されました。

今回の相続法の改正には、家庭裁判所の判断を経ずに預貯金の仮払いを認める制度の創設、自筆証書遺言の自署性の緩和、自筆証書遺言の保管制度の創設、遺留分減殺請求権の金銭債権化(物権的効力の否定)といった、従来の相続法のルールを大きく変更するものが含まれます。このようなルールの変更は、金融機関の相続預金の払戻

しに関する対応にも相応の影響を及ぼすものと考えられます。

本稿では、相続預金の払戻しに影響を与えると考えられる事項のうち、相続金の仮払い制度と自筆証書遺言に関する変更を中心に解説を行います。

なお、本文に記載した内容はすべて筆者の個人的な見解であり、現在または過去に所属するいかなる団体に帰属するものではありません。

## 一 遺言が無い場合の相続預金の払戻しへの対応

### 1 原則的な対応

預金者が死亡した場合、近時の判例(最大決平成28・12・19

民集70巻8号2121頁、金融・商事判例1510号37頁)

により、共同相続された預貯金債権は遺産分割の対象となり、共同相続人の1人による単独での権利行使が許容されない(すなわち、預貯金債権は準共有となる)こととされました。そのため、金融機関が相続人から相続預金の払戻しを請求された場合、原則として、預金者の相続人全員の同意を取得したうえで、当該相続預金の払戻しに応じることになります。この点については、改正相続法の施行によっても変更はありません。

もともと、実務上、一部の相続人から、葬儀費用の支払等といった一定の事由のために、遺産分割協議が未了であったり、

相続人全員の同意の取得が得られなかったりするなかで、相続預金の(一部の)払戻しの申出

がなされることがあります。この場合、金融機関は、当該預金の払戻しによる弁済が無効となる(よって、他の相続人から二重払いを求められる)法的リスクを勘案し、資金使途や請求金額等の具体的な事情を踏まえ、便宜的な払戻し(便宜払い)に応じることが個別に判断することになります。

### 2 家庭裁判所の判断を経ない預貯金の払戻しへの対応

#### (1) 「預貯金の仮払い制度」の創設について

前述のとおり、金融機関が相